

新たな共謀罪法案の成立に反対する会長声明

- 1 政府は、過去3度国会において廃案となっただけの共謀罪法案を、一部修正した上で、組織犯罪処罰法改正案（以下、「改正案」という）として現在開かれている第193回国会に提出した。

しかし、共謀罪は外形のない意思を処罰するものであり、思想信条の自由、表現の自由等の基本的人権に対する重大な脅威となるものである。改正案においても、以下のとおり本質的に共謀罪の問題に変化はないから、当会は、改正案を国会にて成立させることにつき、強く反対する。

- 2 報道によると、改正案では、処罰対象を「組織的犯罪集団」とし、その団体の活動として計画した場合に処罰するものとしている。しかし、「組織的犯罪集団」の定義として、4年以上の懲役・禁錮の罪を実行することを目的とする団体とするが、「目的」という主観的要件を判断基準としており、広範な解釈が可能であるから、捜査機関による恣意的な解釈・運用がされるおそれがある。

政府は、もともとは正当な活動をしていた団体でも「性質が犯罪目的に変われば適用対象となる」と説明しており、その団体の性質が変更したかは、捜査機関が一次的には判断するものと考えられる。結局のところ捜査機関の裁量により一般市民も改正案による共謀罪の捜査対象となりうることは明らかであり、処罰の拡大のおそれは強く認められる。

- 3 改正案は、「犯罪の実行の準備行為」を客観的処罰条件とするものとしている。

しかし、「準備行為」は、予備罪や準備罪における予備・準備行為とは異なり、当該行為自体の危険性を必要としておらず、銀行ATMでの預金の引き出し行為等の日常生活での行動も「準備行為」とされかねない。そのため、従前の共謀罪法案と同様、捜査機関による恣意的な解釈・運用により、日常生活に影響をおよぼすおそれがあることには変わりはない。

また、計画に参加した中の一部が「準備行為」を行った場合、「準備行為」を行っていない参加者も処罰されうるとしており、この点においても従前の共謀罪法案の本質に変化はない。

さらに、「準備行為」は客観的処罰条件に過ぎない以上、準備行為が行われる以前の段階から内偵的に捜査が開始される虞が高い。このことは、市民の自由な活動を阻害し、萎縮させる効果を生じさせるものである。

- 4 加えて、政府は改正案において適用される対象犯罪を絞り込む方針を示しているが、仮に相当の絞り込みが実施されたとしても共謀罪法案の本質的な危険性には変わりはない。

政府は、91種類の法律に規定された277種類の犯罪を対象犯罪とする方針であるが、対象犯罪には、特に窃盗罪、背任罪、横領罪等の財産罪が広く含まれており、国民に対する広範な捜査が可能となる危険がある。

そもそも政府は、これまで国連越境組織犯罪防止条約の締結のためには、重大な犯罪すなわち長期4年以上の自由を剥奪する刑を定める犯罪に共謀罪を制定することが必要であり、かかる対象犯罪は、現行法上676に上るも限定はできないものと強く主張していた。今回の絞り込みはかかる主張と矛盾し、従前の主張を変更したことについての合理的な説明もなされていない。

- 5 さらに、政府は当初、条文や罪名に「テロ」の表記を用いていなかったが、その後、罪名や条文に「テロリズム集団」という文言を追加した修正案を自民、公明両党に示して閣議決定を得ている。「テロ」を冠した呼称は、世論対策に過ぎないと野党の批判に対応したものと考えられる。

しかし、「テロ」の表記の有無にかかわらず、法案の内容自体には特に変化はない。法案の対象犯罪には、児童福祉法上の「児童淫行罪」、破産法上の「特定の債権者等に対する担保の供与等」といったテロリズム集団と直接の関連が想定し難い犯罪が広く含まれるものである。法案中、テロの実行に関する犯罪は110あるが、その他は、薬物（29）、人身に関する搾取（28）、その他資金源（101）、司法妨害（9）とテロの実行と直接つながらない犯罪が広く含まれている。このことは、法案の本質が「テロ等」の準備と称して広く犯罪一般の共謀を処罰するものであることを示している。

- 6 政府は、改正案の提案理由として、国連越境組織犯罪防止条約を締結し、テロへの対策を強化することを挙げる。

しかし、同条約は、マネーロンダリングや麻薬・銃器等の取引等国際的組織犯罪の取り締まりを目的としており、テロ対策とは本来関係がない。ところが、改正案では国際的組織犯罪と関係ない犯罪類型も対象としており、同条約の目的から逸脱している。

また、国連が作成した国連越境組織犯罪防止条約に関する国連立法ガイドのパラグラフ51には、共謀罪と参加罪について、2つの概念の導入を求めることなく有効な手段をとることを許容するといった内容が記載されており、条約締結のための立法として必ずしも共謀罪を導入する必要はないものと解釈できる。

我が国には、すでに重大犯罪についての陰謀罪が8、共謀罪が15、予備罪が40、準備罪が9存在しており、判例上共謀共同正犯もみとめられている。これらにより実質的に組織犯罪集団による重大な犯罪につき、未遂以前に処罰することは可能であり、「有効な手段」はすでにとられているとして、条約の批准は共謀罪の創設なしに可能である。

- 7 改正案が成立すれば、捜査機関は対象者に「共謀」が存在するかを把握すべく、早期に広範な捜査を行うことが予想される。そのための捜査方法としては、未だ犯罪結果も犯罪の実行行為を行われていない「共謀」の有無を知るべく、捜査対象者間の会話やメールのやり取りを傍受により直接認識、把握することが考えられる。折しも、2016年5月に成立し、12月に施行されている通信傍受法の改正により、その対象犯罪はこれまでの数人の共謀が疑われる4犯罪から新たに殺人、放火、詐欺、窃盗、児童買春等の9種類の犯罪が追加された。共謀の捜査のため、通信傍受が広く実施され、市民の日

常が監視される虞は飛躍的に高まるものといえる。

また、刑事訴訟法改正により認められ、2018年6月までに施行が予定されている協議・合意制度（司法取引）等の導入により、共謀罪を犯したとされる共犯者が他の共犯者の共謀の事実を捜査機関に申告し、自分は不起訴等を求める事態が予想される。

以上の事態は、市民が監視され、密告を奨励されるものといえ、自由な言論活動等の活動を萎縮させる効果を生じさせるものである。

- 8 以上のとおり、改正案は、従前の共謀罪法案と同様の問題があるから、当会は、改正案を国会にて成立させることにつき、強く反対する。

平成29年 4月 4日

茨城県弁護士会会長 阿久津 正晴